

社会人対象講座 キャリアアッププログラム

Basic subject Career Up Program

広島経済大学キャリアアップ・プログラム・メールマガジン 第200号(2017.11.16 発行)

このメルマガは、どなたに転送いただいても構いません。

なお、本メールが不要な方は career-up@hue.ac.jp までご連絡ください。

【お知らせ】

● 2017 年度3学期の受講生を募集しております。

《キャリアアップ・プログラム》 <http://www.hue.ac.jp/lecture/careerup/index.html>



《カルチャー講座》 <http://www.hue.ac.jp/lecture/culture/index.html>



【目次】

- ・巻頭言……………広島経済大学 経済学部
教養教育部 教授 餅川 正雄
- ・広島経済大学 HP の紹介
- ・キャリアアップ・プログラム(CP)/カルチャー講座(CS)または本学に関する、ご質問やお問い合わせ

■ 巻頭言

広島経済大学 経済学部

教養教育部

教授 餅川 正雄

2 学期 CP 講師『実務に役立つ経理入門』

「相続の問題について」

今回は、相続の問題を考えてみたいと思っています。私が相続税法に関心をもったきっかけは、昨年11月に相続税を納付した為です。私は伯母の遺産を(遺贈によって)相続したのです。伯母は配偶者や父母がすでに他界しており、子どもがいませんでした。そのこともあって、伯母は私が幼いころから実の子供のように可愛がってくれていました。私の立場から見ると、母親の兄の配偶者ということで、血の繋がりはありません。伯母には実弟が1人いるので、その実弟がすべてを相続するというのが民法の法定相続の規定です。ただし、兄弟姉妹には「遺留分(いりゆうぶん)」はありません。そこまでは、私も広島経済大学の学生時代に民法を学んでいたのを知っていました。

伯母は、病気で入院する一年前に「遺言(いごん)」を書いて近くの司法書士事務所に預けておりました。これは、伯父が亡くなった時に、遺言書がなくて遺産分割手続きが遅延したことで、困ったという経験があったからだと思います。伯母は、私に遺言書を書いたことだけは教えてくれていました。「仏壇の引き出しに入れておく」と言っていたのですが、実際にはありませんでした。伯母の葬儀の後、司法書士さんに相談に行った際に、そこに遺言書を預けていたことが判明しました。「検認(けんにん)」の後(家庭裁判所で裁判官が開封して筆跡や印影を確認した後)、血の繋がりのない(法定相続人でない)私が(遺贈と言いますが)すべての遺産を相続することになりました。奈良県に住む高齢の弟さんも、四十九日の法要のために広島に来られていたので、広島家庭裁判所で遺言書の検認手続きに同席され、その内容を承諾されました。この遺言がとても重要だったのです。

その後、遺言書を基にして、近くの司法書士さんに不動産の登記や預貯金の名義替えなどの手続きを代行してもらい、教え子の税理士に依頼して相続税の申告を行ったということです。相続開始後(死亡後)、10か月以内に相続税を申告納税する必要がありますので、意外と期間は短いものです。実は自分で申告書を作成しようとしたのですが、土地の評価額については、『財産評価基本通達』というものがあって(様々な詳細規定があり)とても素人では手に負えませんでした。固定資産税の納税通知書があれば、それで遺産額を計算できると考えていましたが、相続財産の評価は「時価による」となっていました。「倍率方式」と「路線価方式」という二つの方式があることを知りましたが、難しそうなので税理士に任せるしかないと判断しました。必要な資料は私がすべて揃えていたので、税理士は楽だったそうです。税理士は「最後に相続税額を算出する際に1.2倍する」というのです。なぜ、二割加算があるのか分かりませんでした。税理士の説明によると「これは棚からボタ餅ということですから、法定相続人以外の方が相続する場合には、相続税が二割増えるという規定があります」ということでした。「おかしな規定があるものだな」と思いました。お恥ずかしいことですが、私の理解を超えた規定があることに驚いた次第です。

私は、田舎の土地(田・畑)や古い家屋を相続しても、稲作の経験もなく50キロ以上離れて住んでいるため、その利用ができる訳でもなく、一年に数回、お墓の管理をするのが精一杯だと考えておりました。その後、近くの親戚の方々やご近所の方々が心配され、何かとお世話してくださっていました。1年が経過した(一周忌を済ませた)頃になって、耕作していない田を駐車場として借りたいという法人が現れたり、家屋(古民家)を借りたいという個人事業主が現れたりしました。面談して契約書を交わすことなどで、相当時間がかかり苦労しました。要するに、自分では時間も手間もありませんので、誰かに依頼して相続した財産の維持・管理することが必要になってくるということです。この財産はいずれ、私の子供が相続することになるでしょうが、今はその時のことまでは考えられません。

国民は誰でも一生涯に一度か二度は「相続問題」に直面することになります。そこで、民法の相続法の規定を学ぶだけでなく「相続税法」の考え方や計算過程を知っておく必要があります。勿論、細かな計算式を知る必要はないのですが、基本的

な流れを理解しておくべきでしょう。なぜならば、最近、相続税の基礎控除額が 5 千万円から 3 千万円に引き下げられ、同時に法定相続人 1 人につき 1 千万円の控除が 6 百万円に引き下げられ、相続税は課税が強化されていますので、資産家だけの問題ではなく、国民の誰もが相続税と無関係ではいられなくなったからです。結論的に言えば「すべての国民は身近な法律(民法や租税法)を学ぶ必要がある」ということです。

▶キャリアアップ・プログラム通信は、2009 年 8 月 5 日に創刊され、本号で 200 号を迎えました。これからも皆様に有益な情報を配信していきたいと考えております。引き続きご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

■キャリアアップ・プログラム(CP)やカルチャー講座(CS)または本学に関する、ご質問やお問い合わせは下記の連絡先へご連絡ください。

〒731-0192

広島市安佐南区祇園五丁目 37-1

広島経済大学 教育・学習支援センター

【広島経済大学HP】 <http://www.hue.ac.jp/>

お問い合わせは電話番号(082)871-9345 または E-mail career-up@hue.ac.jp までどうぞ。

HUE 広島経済大学
CAREER UP PROGRAM